

岐阜・下呂・郡上プロモーション動画制作事業

仕様書

1. 業務の目的

岐阜城、ぎふ長良川の鵜飼といった歴史や伝統文化が息づく岐阜市、県内有数の温泉地である「下呂温泉」を保有する下呂市、ウインタースポーツやアウトドアアクティビティでの立ち寄りが多い郡上市の3市が連携する岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会において、国内外問わず継続的な誘致宣伝事業を実施している。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、各地の入込客数は大幅に減少したが、今後新たな旅のスタイルが主流となり、更なる自家用車・レンタカーでの旅行需要が高まることが考えられる。

本業務では、国内外問わず様々な国や地域の方をターゲットとし、当地域を車で周遊する旅の魅力を訴求する動画を制作することで、知名度向上を図り、更なる誘客へ繋げる。

2. 業務期間

契約締結の日から令和4年3月25日（金）まで

3. 業務の概要

岐阜市・下呂市・郡上市3市の魅力的なプロモーション動画制作を行い、情報発信へ繋げる。

4. 業務内容

・撮影

魅力的な動画を制作するため、撮影に関する各市のスポット選定、撮影スケジュール、カメラマン、モデルの手配・調整等、委託者と協議の上、撮影に関する一切の手配を行う。

・動画制作

各市の魅力を以下の動画にまとめる。制作にあたっては、各市の配分が均一になるよう調整する。

- ・夏 ver. SNS用（1分程度）1本 YouTube用（5分程度）1本
- ・秋 ver. SNS用（1分程度）1本 YouTube用（5分程度）1本
- ・冬 ver. SNS用（1分程度）1本 YouTube用（5分程度）1本
- ・ダイジェスト版（10分程度）1本

・情報発信

完成した動画を旅行会社やメディア等へ提供し、様々な媒体で発信する。

5. 報告書の提出

本事業終了後、履行期限までに、報告書を紙媒体4部、電子データ（CD-R等）1部を提出すること。報告書への記載事項及び提出先は、次のとおりとする。

報告書記載事項

1. 撮影スポットの選定理由及び撮影スケジュール等撮影に関する内容
2. 完成した動画の概要
3. 発信媒体及び発信後の反応
4. その他、監督職員が示したもの

提出先

岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会

(事務局 郡上市役所商工観光部観光課 〒501-4222 岐阜県郡上市八幡町 130 番地 1)

6. 著作権等について

本事業により制作された制作物の著作権は、岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会及び構成市に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会及び構成市が本事業において、その使用权及び翻訳権を有するものとする。

7. 瑕疵担保責任

本委託業務における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において補修を行うものとする。

8. 疑義等

事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、主催者である岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会の担当者と密接な連携を図りながら事業を進めるものとし、本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ対処するものとする。また、個人情報に関連する業務については関係法令を遵守し、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

9. 監督職員

郡上市役所 商工観光部 観光課 主任 加藤潤也